

法人税及び地方法人税の予定申告書の用紙送付の省略

書面申告をした法人以外(e-taxで提出した法人)には、2024年5月以降、**国税(法人税及び地方法人税)**について、**決算時のみならず、予定申告書及び納付書も送付されなくなりました。** これまでは、税務署から申告書・納付書の送付を受けて、税務手続の準備を行うことが多かったと推測しますが、**今後、特に予定申告について、会計事務所・税理士等と申告納税の予定を確認するようご注意ください。**

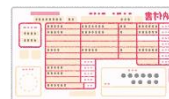
予定申告用紙の送付の省略と実務への影響

会計事務所・税理士が関与している大半の法人(会社)では、各種税務手続について、会計事務所等がe-Taxで申告し、会計・申告ソフトの出力資料(申告書)と納税額を記載した納付書を法人にお渡ししているものと思われます。このため国が提供した「用紙」を使う必要性はかなり低下したため、行政経費の削減のため実施されたものです。

ところで、予定申告・納税は、納税額が10万円以下の場合には不要なので、「送られてこない=申告納税不要」でした。10万円超の場合は、送られてきた書類を確認の上、予定申告を会計事務所がe-Taxで行い、納税手続は送付された納付書(金額記載済み)を利用するケースが多かったと思われます。

しかし今後は、**予定申告書・納付書が法人に届かないことで、中間納付の漏れ、遅れが生じるリスク**があります。 ※但し予定申告は期日で「予定申告が行われたとみなされる(みなし申告)」ので、実質的な影響はありません。

なお、納付書の送付省略は「国税(法人税及び地方法人税)」が対象です。また消費税については「当分の間」送付が行われる模様です(源泉税の納付書も同様)。



今後の対応

資金繰りの観点からも予定納税の時期と金額の把握は重要です。(1)前年度確定申告の資料に「納税予定表」があればこれを確認する (2)e-tax(web)にアクセスして調べる(注) など法人(会社)側の対応として考えられますが、いずれにせよ**関与している会計事務所・税理士と税務手続きの確認を適宜実施し、双方が確認・実施する業務を明確にして、申告・納付の漏れが生じないようにご注意ください。**

※会計事務所に納付書の作成を依頼すれば、従前と同様の納付手続が可能です。

(注)国税庁では、e-taxの連絡機能「メッセージボックス」に『予定・中間申告のお知らせ』を電子的に送付し、e-tax上での申告及び、納付書を用いないキャッシュレス納付*も推奨しています。

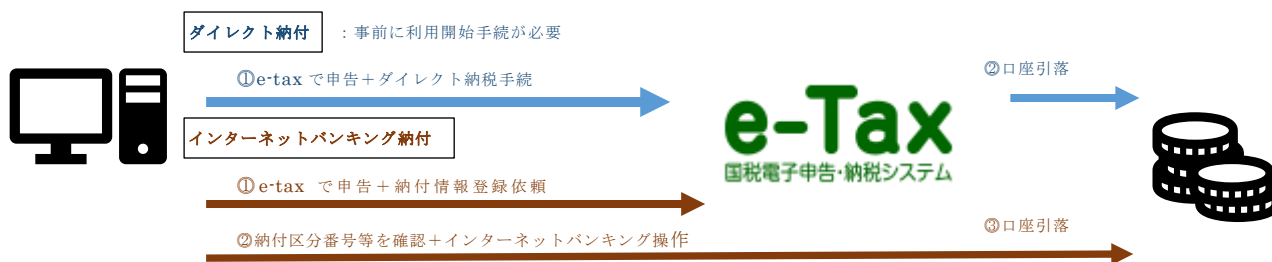
*キャッシュレス納付(法人向けの主なもの)

国税庁:キャッシュレス納付について↓



- ・ダイレクト納付: 事前に利用開始手続を行い、e-tax経由で金融機関口座から引落による納付
- ・インターネットバンキング納付: e-tax申告時に手続を行い、納付区分番号等を入手して納付

システム化が進んできている会計業務に対応して、キャッシュレス納付を検討してみても如何でしょうか? 少しハードルが高いですが、e-taxの操作、ダイレクト納付届出等を行うことで、納付書・銀行の振込依頼書の作成・外出等の手間を省けます。



@ 8月の予定

8/12・7月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

9/2・6月決算法人の確定申告

・3,9,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索



発行元/黒沼共同会計事務所 クライアントリレーションチーム 〒990-0047 山形市旅籠町3-1-4 食糧会館3階
TEL 023-624-3519/FAX 023-624-3662/URL <https://kuronuma-ac.jp/>/E-Mail info@kuronuma-ac.jp